

平成17年大洲市議会第5回定例会会議録 第4号

平成17年9月7日（水曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番	梶田和美
2番	村上常雄
3番	梅木良照
4番	古野青弘
5番	岩田忠義
6番	藤川貢
7番	二宮秀一
8番	鎌田圭二
9番	東敦弘
10番	宮本増憲
11番	押田憲一
12番	宮本喜一郎
14番	山本雅久
15番	山口吉浩
16番	山崎逞
17番	福山保
18番	叶岡廣志
19番	上満武
20番	垣見芳彦
21番	中野忠重
22番	清水久二博
23番	梅木加津子
24番	田中五月
25番	森繁夫
26番	松本金次郎
27番	沖浦賢嗣
28番	矢間一義
29番	東信利
30番	岡孝志
31番	山下勝利
32番	長岡吉男
33番	森川重生
34番	本山清明

35番 渡邊弘務

36番 神井惠一郎

37番 渡邊久義

38番 田中堅太郎

39番 日高照友

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

13番 上川勝利

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市	長	大森隆雄
助	役	首藤馨
収	入	役田上隼藏

総務部

部	長	小泉勝明
副部長兼危機管理室長		白石隆壽
副部長兼総務課長		佐伯幸一
人事秘書課長		神元崇
総務課長補佐		篠原雅人
総務課行政係長		往田秀樹

企画財政部

部	長	小島健市
財政課長		松田眞
財政課長補佐		松本一繁

市民福祉部

部	長	上村孝廣
副部長兼保険環境課長		山田一昭

建設農林部

部	長	三保禮三
副部長兼建設第1課長		城戸良一
副部長兼農林水産課長		松岡良明
副部長兼水道課長		口井睦雄

長浜支所

支所	長	上川慶信
----	---	------

肱川支所

支所	長	櫻田和明
----	---	------

河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農 業 委 員 会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教 育 委 員 会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男
公 営 企 業
病 院 長 谷 口 嘉 康
監 査
委 員 藤 川 卓 見

~~~~~

#### 出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調 査 第 2 係 長 新 実 雄  
議 事 係 長 谷 野 秀 明

~~~~~

議事日程

平成17年9月7日 午後2時 開 議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

第 97号議案 平成17年度大洲市一般会計
補正予算（第3号）

第 98号議案 平成17年度大洲市簡易水道
事業特別会計補正予算（第
2号）

第 99号議案 平成17年度大洲市病院事業
会計補正予算（第2号）

第100号議案 大洲市連絡所設置条例の一
部改正について

第101号議案 大洲市報酬及び費用弁償等
支給条例の一部改正につい
て

第102号議案 大洲市公民館条例の一部改
正について

第103号議案 大洲市営住宅条例の一部改
正について

第104号議案 大洲市営土地改良事業計画
の変更について

第108号議案 専決処分した事件の報告並
びに承認を求めることにつ
いて

請願第 3号 「核兵器全面禁止・廃絶国
際条約締結を求める意見
書」採択についての請願

請願第 4号 非核平和と自治体宣言をもと
める請願書

陳情第 23号 肱川県管理整備に関する陳
情

（各委員長報告、質疑、討論、表決）

日程第3

第109号議案 人権擁護委員の推薦につき
意見を求めることについて
（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第4

議第 17号議案 大洲市議会議員の政治倫
理に関する決議について
（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第5

議第 18号議案 大洲市議会解散に関する
決議について
（提案理由説明、質疑、討論、表決）

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第97号議案～第104号議案、第108  
号議案、請願第3号、請願第4号  
陳情第23号

日程第3 第109号議案

日程第4 議第17号議案

日程第5 議第18号議案

~~~~~

午後2時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 日高照友議員ほか8名から議第17号議案が、東信利議員ほか10名から議第18号議案が、また市長より第109号議案の提出がありましたので、報告いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番鎌田圭二議員、9番東敦弘議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第97号議案から第104号議案及び第108号議案の議案9件と請願、陳情3件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました各議案等は、8月30日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案等であります。

委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長の報告を求めます。

○19番上満武議員 議長

○田中堅太郎議長 上満武議員

〔19番 上満武議員 登壇〕

○上満武総務委員長 それでは、ただいまから総務委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月1日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初め議案5件と請願2件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決あるいは承認すべきものと、また請願につき

ましては第3号を不採択とすべきもの、第4号を継続審査とすべきものとそれぞれ決したものであります。

それでは、審査過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いただきました事項について、主なものにつきまして概要を御報告申し上げます。

初めに、条例関係について申し上げます。

まず、大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてであります。

新市における議員報酬は、合併協議会において新市において大洲市特別職報酬等審議会の意見を聞いて定めるものとするの方針が出され、これを受けて現在まで合併前の議員報酬額がそれぞれ支払われてきております。

理事者より、本条例改正の内容は市議会議員の報酬額を旧大洲市議会議員に適用されていた報酬額に統一し、7月にさかのぼって適用しようとするものであり、6月24日に出された特別職報酬等審議会の基本的な考え方を踏まえたものとなっているとの説明がありました。

このことに対し委員より、新市になって同じ市議会議員の仕事をするからには、金額は幾らになろうとも統一した報酬額にすべきであると主張してきた。本来は1月11日にさかのぼって統一すべきであると思うが、報酬等審議会に結論がゆだねられ、その答申を踏まえた提案がなされたからには異存はないなどという原案を承認する意見とともに、このように大きな問題については、本来であれば年度の変わり目である3月議会には提案がなされ、市民の批判を受けるのであれば受けるといった一定の線を引くべきであり、きょうまで報酬額の決定が先延ばしされた結果、多数の議員が辞職するという最悪の事態を招いたことは、理事者を初め市議会も猛省すべきであるとの厳しい意見も出されたのであります。

この意見に対し理事者より、2月に新市長が誕生し、人事異動や予算編成の問題により3月

議会での上程には報酬等審議会を開催する時間的な余裕がなかった。さらに、合併協議会でも難航した事項であるため、報酬等審議会でも報酬額改定の基本的な考え方として答申されたように、結論を見出すには時間がかかったが、新体制の中で新市建設計画の推進に早く取り組みたいとの思いを強くし、提案したものであるとの答弁がありました。

次に、予算関係について申し上げます。

まず、新市誕生記念式典についてであります。

本市も1月11日の新市誕生から早くも8カ月が経過しようとしておりますが、今予算に新市の誕生を祝うとともに今後の輝かしい躍進を期し実施を計画している記念式典等に要する経費が計上されております。

委員より、その規模と内容についてただしたところ、理事者より、当該式典は来る11月15日火曜日に計画しており、その内容は記念式典と記念講演の2部構成にて開催し、1部の記念式典では市町村合併に御尽力をいただいた方々や市内の健康者に対する表彰、また市の花木の発表等を予定しており、第2部では四国アイランドリーグを立ち上げ、地域密着型の活動を展開されている石毛宏典氏の記念講演を計画している。旧大洲市で実施した50周年記念式典や合併した他の市町の記念式典と比べると規模は小さいかもしれないが、けじめをつける意味も含めて実施するものであるとの答弁がありました。

次に、地方自治体の貴重な自主財源となっている地方税の確保を図るため、県内の20市町が県の支援を受けて来年4月1日に愛媛地方税滞納整理機構を設立すべく、現在その準備が進められているところでありますが、今予算にその設立に向けた職員の人件費が計上されております。

このことに対し理事者より、現在市税と個人県民税は市が一括して徴収しているが、景気の低迷などにより滞納整理は伸び悩んでいるもの

の、住民との身近な関係や専門知識、ノウハウ不足から差し押さえなど厳しい処分をすることができなかった。機構設立後は、特に困難な滞納案件を機構に移管することにより、より厳しい姿勢を示すことができることになるが、その機構設立準備のため愛媛県へ派遣している職員1名の人件費であるとの説明がありました。

次に、請願について申し上げます。

請願第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について申し上げます。

この請願の願意は、日本政府は被爆国の政府でありながら、アメリカの危険な核政策に追随し、大義のないイラク戦争を支持し、多くの反対を押し切って自衛隊を派遣している。人類は決して核兵器と共存することはできないとして、政府に対してすべての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核廃棄全面禁止・廃絶国際条約が締結されるよう努めることを求める意見書の提出を求められているものであります。

審査では、ことしの5月に国連本部において開催された2005年核兵器不拡散条約運用検討会議において、町村外務大臣が核の悲劇を繰り返さないことを求め、さらなる核兵器の削減を主張したことや、軍縮・不拡散分野での我が国の前向きな姿勢をアピールしたことに見られるように、請願書の求める動きを国が行っており、その願意は既に満たされていることから不採択とすべきものの意見や、10月に開催される国連第一委員会に核廃絶に向けたより強い決意を盛り込んだ核軍縮の国連決議案を政府が提出しようとしていることなどから、継続して慎重に審査するべきであるとの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号非核平和自治体宣言をもとめる請願書について申し上げます。

この請願の願意は、人類と核兵器は絶対に共

存できず、核兵器の脅威を取り除く道は核兵器の廃絶以外にないとして、非核三原則の遵守、核兵器全面禁止、廃絶、軍縮と恒久平和を世界へ訴えるため合併前の市町村で行っていた非核平和自治体宣言を新市においても行うことを要請されているものであります。

このことについては、同様の要請が市長あてにも提出されていることから、その対応状況の報告を求めたところ、理事者より、旧市町村で行っていた宣言は17あり、4市町村ですべてが行っていたものは非核平和宣言とシートベルト着用宣言の2つである。3市町村が行っていたのが人権尊重の町宣言であり、この宣言については合併協議の中で新市において調整するとされて現在に至っているが、新市においてどのような都市を目指し、スローガンを掲げるか、現在検討しているところであるとの報告がありました。

審査では、合併しようとしまいと平和を願う気持ちに変わりはなく、新市においても決議すべきであるとして採択を求める意見や、理事者と十分な協議をした上で提案すべきであるとして継続審査を求める意見が出され、採決の結果、多数により継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、総務委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○15番山口吉浩議員 議長

○田中堅太郎議長 山口吉浩議員

〔15番 山口吉浩議員 登壇〕

○山口吉浩企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月2日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算

案につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付しております委員会報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項について、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

まず、補正予算関係について申し上げます。

理事者から大洲市一般会計補正予算（第3号）の歳入全款と関係する歳出等について説明がありました。

委員より、観光費の印刷製本費に係る河辺エリアのパンフレット作成及び新市における新しいパンフレットづくりについてただしたところ、理事者からは、今回計上している補正分は現在あるパンフレットの住所等の変更と増刷であり、また今後のパンフレットやマップの整備に当たっては、まず旧市町村にあるアウトドア関係の一つにまとめたものとか、新市すべてのエリアをまとめて紹介する総合パンフレットを作成する予定であるとの答弁がありました。

このことに対し委員より、関係パンフレットをつくるに当たっては、地域の特徴ある観光施設や観光資源を一つのルートのなもので周遊できるような紙面づくりを検討していただきたい。また、それをつくる際には行政の方だけでイニシアチブをとってまとめ上げるのではなくて、地域のそれぞれの町おこしをする団体あるいは地域の核となってそういう働きかけをする人たち、商工会や観光協会などあらゆる方面に声かけをして、少しでも地域の観光資源に光が当たるような斬新なアイデアが盛り込まれるようなものをつくっていただきたいとの要望がありました。

次に、商工振興費の商業近代化補助金の内容についてただしたところ、この事業は中一商店街において老朽化している放送設備を改修するものであり、事業費総額80万8,000円に対し、

補助率10分の3、24万2,000円を補助する市の単独補助である。また、商業近代化促進規定には、アーケードの整備、カラー舗装、駐車場の整備などがあると説明がありました。

次に、委員会では付託された議案のほかに大洲市公債費負担適正化計画について理事者から説明がありました。これは、地方自治体の財政の状況を把握するための基本指標であります起債制限比率が14%を超えるか、超える見込みとなったときに公債費負担適正化計画の策定が求められていることによるものであります。

その概要は、平成17年度から平成23年度までの7年間で、適正化目標として起債制限比率を13%以下にすることが求められており、計画期間の単年度起債発行を30億円程度に抑制することにより公債費を減少させ、計画最終年度の平成23年度には起債制限比率を12.4%にする計画であります。

このことに対し委員より、合併前の旧4市町村のときにこういう適正化計画を策定しないといけないような状況があったのかどうかとただしたところ、理事者より、平成15年度の旧市町村の起債制限比率について、旧大洲市が12.1%、旧長浜町が13.8%、旧肱川町が12.1%、旧河辺村が14.4%となっており、旧河辺村及び旧長浜町は適正計画化の策定を必要とするか、それに近い状態でありました。また、それぞれを合算して計算すると12.6%でありましたが、平成16年度は13.4%と0.8ポイント上昇しており、今後さらに悪化する見込みであることから今回の計画策定に至ったとの説明がありました。

また、新市建設計画に掲載されている事業は、市庁舎の問題、文化会館の問題、図書館の問題などそういうものを一緒に入れた中で最終23年度に12.4%まで果たして持っていけるのかどうかという問いに対して、公債費負担を適正化するため、基本的には単年度30億円程度の発行を目指している。しかし、現実的には年度

間の増減も必要になると考えているが、平均的にはこの枠に折り込まれており、大型事業を実施する場合は年度間の調整や年度内の調整により実施することになり、毎年度この計画を見直し、点検しながら公債費の適正化に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、委員から、適正化計画を策定するのだから、当然借金を減らすための方策も考えられていると思うので、来年度に向けて補助金削減等は十分考えられていると思うのだが、今議会における削減される補助金の額はどのくらいあるのか、目安を出すことは可能かどうかとただしたところ、補助金の見直しについては行政改革推進課所管により今年度策定作業が進められている。行政改革大綱の中でも検討が行われるものと考えており、財政所管部としてもその取り組みとの連携を図りながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いをいたしまして、企画財政委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、市民福祉委員長の報告を求めます。

○23番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔23番 梅木加津子議員 登壇〕

○梅木加津子市民福祉委員長 市民福祉委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月2日、関係理事者の出席を得まして、付託を受けました第97号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に論議をされました事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、民生費の障害者自立支援法関連経費についてであります。

障害者自立支援法案につきましては、御案内のとおり衆議院で審議され可決されたものの、さきの衆議院解散に伴い廃案となった法案であります。今回の補正予算においてその障害者自立支援法が可決された場合の施行までの準備に係る事務費が計上されております。

そこで、委員より、今回の補正予算における事務費の内容と障害者自立支援法案の内容並びに今後の進め方について質疑が出されました。

これに対し理事者から、今回の補正予算でお願いしている中身については、制度の周知のためのパンフレット作成費や障害福祉計画の策定に係るアンケート調査の実施に伴う経費、また現在の支援費制度利用者に対して新たに詳細な調査項目で障害程度区分の判定を行わなければならないことから、市外の施設入所者に面会して判定調査を行うための旅費などの事務費を計上しているものである。

障害者自立支援法案はさきの国会で廃案となったが、その内容として、まず1つに身体、知的並びに精神と障害種別ごとにばらばらに進められてきた障害者施策を一元化し、より身近なところでのサービスを受けることのできる地域福祉を実現させること。次に、働くことを含めて、地域の中で何らかの役割を持ちながら障害のある人が自立した生活ができるよう支援する仕組みを整備すること。3つ目として、利用者の負担を応能負担から応益負担とするとともに、国が補助する仕組みから国の義務的な負担とすることで制度が安定して持続できるようにすることなどが大きな柱となっている。

今後については、厚生労働大臣の説明によると、次の臨時国会において再提出し、早急に成立させることを目指しているとのことではあるが、その施行時期は当初よりおくれるものと予測され、国会の動向を注視しながら、法案が成立した場合において速やかにその実施に向けて

制度の具体的内容の検討や利用者に対する周知に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、衛生費の肱川町斎場に係る管理運営費についてであります。

肱川町斎場は平成10年4月に新築され、管理運営されているところでありますが、今回計上されております修繕費に関して、委員より、その修繕箇所についてただしたところ、理事者から、現在火葬炉に亀裂が入っており、火葬する際に支障を来していることから今回その修繕を行うものであるとの答弁があったわけでありす。

さらに、委員より、肱川町斎場において大雨時には雨漏りがするため、受け付けをする際などには来場者がぬれることから、市の対応策を求めたところ、理事者から、そういう苦情を耳にしており、早急に調査を行いたいと考えているが、予算を伴うためにすぐには対応が難しいものの、応急措置的なことも踏まえてその対応策について検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、ここ数年公共施設等を建設する際にはデザインや景観を重視しがちであるが、今後においては実際に使用する際の利便性などを十分考慮し設計、建設されるよう、あわせて要望が出されたのであります。

以上、委員会審査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、市民福祉委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○5番岩田忠義議員 議長

○田中堅太郎議長 岩田忠義議員

〔5番 岩田忠義議員 登壇〕

○岩田忠義建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月1日、関係部課長の出

席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初めとする議案5件につきまして慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、農業委員会活動交付金について申し上げます。

委員から、農業委員会の活動交付金が減額となっている理由とこの事業の税源移譲における財源についてただしたところ、理事者より、この交付金については三位一体改革の中で税源移譲により一般財源化を図るという動きがあり、平成17年度の予算につきましては国全体が前年度と比較して6.9%の減少となっているため、大洲市の当初予算においてもこれにあわせて減額した金額で計上をしていた。その後、県下の合併の動き等により県全体では前年度比24.5%の減少となった。また、県下の他の市町村については最高で49%減少した自治体もあれば、昨年度と同額の自治体もあったなどかなりばらつきがある状況となっている。

このような状況の中で、大洲市は当初予算計上額よりもさらに減額された額で交付されることとなったため、当初予算との差額につきまして今回更正減をしたものである。更正減による財源調整の結果、減額された分は一般財源での対応ということとなり、大変厳しい状況となっている。

この交付金の税源移譲に伴う一般財源化の問題については、昨年末の政府との交渉の中で、18年度以降総額の25%を移譲するということで決着をしていたが、ことしになってさらに全額移譲するという動きとなっている。そのため、農業委員会の系統組織である全国農業会議所を中心としてこれ以上の税源移譲は行わないよう

関係機関へ要請活動をしているところであるとの答弁がありました。

次に、認定農業者総合支援事業の概要についてであります。委員より、この事業の概要とフォークリフトなど特殊な機械の使用のされ方について質疑がございました。

このことに対し理事者からは、この事業は認定農業者を対象とした県単独事業であり、事業年度は平成17年度と18年度の2カ年を予定している。これは、ことし3月に食料・農業・農村基本計画の見直しが行われ、その中で特に担い手の育成を図るという大きな目標の一環として県が認定農業者総合支援事業の創設を図ったものである。

この事業は、認定農家が農業経営規模の拡大を図ることを目的としており、6年以上の賃借権を設定し農地の利用集積を行っていること、また経営面積が水田で約7ヘクタール以上、果樹園は約3ヘクタール以上の耕作をしていることが条件となっている。また、この事業は、担い手農家の経営規模拡大に伴い労働力の軽減を図り、効率的な営農を行うための農機具などの導入に対し助成をするものであり、共同で作業を行う任意の集落営農事業体でも事業を導入することができることとなっている。

今回の事業は、JA愛媛たいきが事業実施主体となり農機導入のリース事業を行うもので、そのうちフォークリフトについてはかんきつ農家がみかんの搬出作業に使用することにより労働力軽減を図るものであるとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

委員から、近年イノシシの被害が多く出ており、その規模が地域一円となるなど被害が拡大をしている。このため、イノシシの侵入防止策や捕獲等を検討しているが、多額の費用がかかるため農家の負担が非常に大きくなってきている。市ではどのような助成を考えているか。

また、この事業は中山間地域等直接支払制度

の交付金を活用した対策事業での実施は可能か。

あわせて、網やわなの免許取得に便宜を図ることはできないかとただしたのであります。

このことに対し理事者からは、このイノシシの被害対策は長年の懸案事項であり、県でも平成16年度に愛媛県イノシシ適正管理計画を立て、平成18年度までの3年間、この計画に基づいて事業の推進及び対策を検討することになっている。平成16年度の統計では、愛媛県では1年間に約8,500頭から9,000頭が捕獲されたが、県ではこの適正管理計画に基づいて、今後愛媛県全体で平成5年度の被害額レベルまで減らそうと取り組んでいるところである。今回、県単独事業の農作物鳥獣害防止対策事業により電気さくを設置することになっているが、この事業は今年度より採択要件が緩和されたこともあり、ことしは67件の事業導入を考えている。

また、中山間地域等直接支払制度の交付金を活用して鳥獣害防止対策を実施することも集落での意思統一が図られるのであれば可能であり、広範囲に集落を電気さくで囲うことも一つの取り組みである。

捕獲の免許については、農林業被害に対しみずからの被害を防止し、被害の軽減を図る観点から狩猟期間内に限り自己所有地内へ囲いわなを設置する場合は狩猟免許は必要ない。

なお、市の鳥獣害防止対策については、銃器による個体を減らすことを基本に考えており、今後も猟友会の協力を得ながら農林業被害対策に努めてまいりたいとの答弁がありました。

最後に、本定例会の一般質問でもありましたアスベスト問題で、委員から、一般住宅でも屋根やふろ場でアスベストが使用されているのではないかと市民の方は不安を持っているが、大洲市として今後対策をとる予定はないのか。

また、この問題に対する市民の関心が高く、不安も大きいので、一般住宅での調査等を行う考えはないかとただしたのであります。

このことについて理事者からは、アスベストについては大きく分けて3種類あり、また状態としては吹きつけた物と固形化された物がある。一番危険なのは吹きつけたアスベストで、この中でも綿状の物が一番飛散しやすく危険なものとなっている。屋根やふろ場などに使用されているものについては固形化をされているので、正常に使用する分については危険性はないとされている。

したがって、市としては今のところ市の施設の調査について固形化された建材は対象外としており、それらの成分や調査は今後の取り扱いをどうするかという検討は行っていない。このため、民間についても現在のところ実施する予定はないとの答弁でありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査経過並びに結果につきまして申し上げますが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、建設農林委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、文教委員長の報告を求めます。

○16番山崎逞議員 議長

○田中堅太郎議長 山崎逞議員

〔16番 山崎逞議員 登壇〕

○山崎逞文教委員長 それでは、ただいまより文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月5日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案及び大洲市公民館条例の一部改正についての議案2件について慎重なる審査を行いました。その審査の結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項について、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

初めに、大洲市公民館条例の一部改正について申し上げます。

本件については、理事者より、肱川町予子林地区の公民館施設である予子林自治センターを100メートルほど移転改築したことに伴い条例の一部を改正するものであり、条例中の記載住所を変更するものであるとの説明がありました。

次に、補正予算の中の成人式について申し上げます。

成人式については、合併前の旧市町村で開催時期や実施内容などがそれぞれ異なっておりましたが、合併協議により本年度から統一して実施するよう調整され、合併後最初の成人式が来年1月8日の日曜日に市内全域の約650人を対象に大洲市民会館で開催される予定となっております。

委員より、全国的に成人者による式典の妨害が社会問題化している中で、式典を簡素化し、時間の短縮を図る傾向にあるが、せっかく成人の日を祝うのであれば、何か思い出に残るようなアトラクション的なことを考えてはどうか。また、近年一部地方において成人者の度を超えた飲酒が騒動の引き金になっている状況から、アルコール類の提供の有無と、既に酒気を帯びた状態で式典出席やアルコール類を持ち込もうとする者がいた場合、どのような対処を検討しているのかとただしたところ、理事者より、式典を粛々と進めるためには、ある程度簡素化をすることはやむを得ないとする。思い出に残る成人式とするためには、例年ほとんどの方が和服で参加されているため、和服姿で記念写真を撮っていただくことも一つの思い出になるのではないかと考えているが、心に残るようなアトラクションができないかについては今後検討していきたい。

合併前の肱川町と河辺村では式典後に簡単な懇親会を開催していたが、新市における成人式ではアルコール類の提供は行わず、式典のみで

成人の日を祝うと決定されており、今後そういった趣旨の周知を図っていきたい。

また、式場へのアルコール類の持ち込み等については、現在までにそういった事例は見受けられなかったが、関係職員が受け付けをする際に十分注意をし、厳粛に式典がとり行われるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、その他の事項として、学校給食センターで使用されている食材について意見が出されましたので申し上げます。

委員より、米を購入するに当たり銘柄が指定されていると思うが、地元で生産されている銘柄であるのか。また、生産者から地元でとれた食材を使ってほしいとの要望も出ているが、学校給食センターでは地産地消の観点からどのように食材を購入しているのかただしたところ、理事者より、大洲学校給食センターでは県の学校給食会を通じ愛媛県の推奨銘柄である愛のゆめというブレンド米を購入している。学校給食会を通じて購入する主な理由としては、県の推奨品を取り扱っていることや、過去の米不足のときでも安定的に国産米を使用することができた。また、地元産の米の使用に関しては、愛のゆめという銘柄の米は大洲市内でも生産されており、出荷されたものについては購入するブレンド米に含まれているものとする。

その他、野菜などの食材については、できるだけ地元産を購入するように努めているとの答弁がありました。

以上、今定例会で付託されました議案につきまして申し上げます。何とぞ適切な御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。文教委員会の報告といたします。

○田中堅太郎議長 次に、肱川流域治水対策特別委員長の報告を求めます。

○9番東敦弘議員 議長

○田中堅太郎議長 東敦弘議員

〔9番 東敦弘議員 登壇〕

○東敦弘肱川流域治水対策特別委員長 肱川流

域治水対策特別委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、9月6日、関係理事者の出席を得て委員会を開催をし、付託を受けました陳情1件につきまして慎重審議を行いました。その結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり採択すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の概要について申し上げます。

陳情第23号肱川県管理整備に関する陳情の願意といたしましては、県管理区間の築堤工事については上流部より着工することが妥当だとして、菅田地区の上流の成見地区から測量を行い、現在地権者その他と補償交渉を行っている状況ではあるが、菅田地区中心部の菅田・本村、村島地区においても1,200名が署名をし全面的な協力体制はできており、県に対して逆なげ橋から板野橋区間の事業の早期完成が図られるよう、また治水事業の予算増額などの働きかけを行うよう陳情されているものであります。

まず、陳情の審査に入ります前に、菅田地区築堤計画の整備概要と進捗状況等につきまして理事者の説明を求めたのであります。

理事者から、菅田地区の築堤計画については、上流は菅田町宇津の成見地区から柚木の新富士橋付近までの約10.4キロを区域として、このうち兩岸の築堤箇所は11地区となり、堤防延長にすると約11.2キロとなる。この計画は昨年5月に策定された肱川水系河川整備計画に基づき実施されるが、愛媛県の方針として、今後30年をかけ、上流から下流に向かって工事に着手し、下流から完成をさせ、前半の約15年間においては逆なげ橋付近までの整備を目指すものとされております。

築堤の施工方法については、下流への影響を考慮し、霞堤方式で実施をし、下流の整備状況に伴い段階的にかさ上げを行うとともに、霞堤部分を除きおおむね昨年の台風16号洪水規模と

同程度の暫定堤防で進められることとなっている。

進捗状況並びに今後の予定については、当計画区間における河川と民地との境界確認並びに平面測量等は全工区で完了しており、最上流部の池田、成見地区においては用地測量が完了し、順次説明会等を開催をしながら、今年度中には用地買収に着手する予定である。阿部、板野地区においては、今後用地測量に入ることになっており、今回の陳情を受けている菅田・村島地区では逆なげ橋から上流部にかけて縦断、横断の測量を9月から実施をし、年度内には詳細な実施設計を行い、逆なげ橋から下流部にかけては来年度に実施予定となっている旨を県から伺っているとの説明がありました。

こういった状況を踏まえて審査に当たったのでありますが、委員より、今後は地元地権者等の協力が必要不可欠であり、今回の陳情にもあるように1,200名という多くの住民が要望している事項でもあることから、関係者との協議を行いながら、当事業の円滑な施工と一日も早く完成の運びとなるよう関係機関に働きかけていくべきであるなどの前向きな意見が出されました。

しかしながら、肱川の河川整備については下流から実施していくことが基本にもかかわらず陳情の理由にもあるように上流から整備することについては、混乱が生じないよう慎重に進めるべきであるなどの意見が出され、採決の結果、賛成多数によりこの陳情は採択すべきものと決した次第であります。

なお、当委員会としても、肱川の河川整備については菅田地区だけでなく下流に影響を及ぼさないように、上下流のバランスをとりながら肱川水系河川整備計画における各種整備が早期完成に至るよう事業を進めていく必要性を再確認するとともに、出席理事者に対し要望を行いました。

以上、当委員会に付託を受けました陳情1件

の審査経過並びに結果につきまして申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いをいたしまして、肱川流域治水対策特別委員会の御報告を終わります。

○田中堅太郎議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、梅木加津子議員の発言を許します。

○23番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔23番 梅木加津子議員 登壇〕

○23番梅木加津子議員 それでは、討論を行います。

第101号議案報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についての討論と、平成17年度大洲市一般会計補正予算などについて反対討論を行います。

まず、第101号議案は、議員の報酬を統一し旧大洲市に合わせ、月額35万1,000円にし、7月から適用しようとするものです。質問で明らかになったことは、引き上げに要する費用は報酬と共済費で、市が払うべき額を含むと総額1,626万円であること。一方、6月で辞職した議員が在職していたら払うべき報酬総額は1,761万円であり、この差額を不用額にすることでした。これは、今回の報酬額の引き上げはやめられた議員の報酬を充てて引き上げがされるということです。

さて、報酬等審議会の答申は、6月にさかのぼらない、報酬の総額を超えない、合併後は5万人規模で検討するなどということでした。総額を超えないということでは審議会はやめられた議員の報酬を想定していなかったと言えます。答申を尊重するなら、議員の報酬額を検討

するのであれば、在職中の議員の総額ですべきです。市民の暮らしの応援を求めると財政が厳しいと言いながら、一方でこうした答申にも反する条例案は市民の理解は得られないと考え、反対するものです。議員の皆さん、議会の解散が本日行われると言われる中、議員の報酬を引き上げたのでは市民に取り逃げをしたように映ります。

私たちは法に基づく在職期間中、それぞれの旧市町村の実態を市政融合の立場で実態を反映し、新大洲市の一体化のために努力してまいりました。それが在任期間中の議員の仕事とし、全力を尽くしてまいりました。そして、本日解散するという日に報酬の引き上げを行ったのでは、議員の誇りも信頼もなくすことになりました。市長の提案が遅かったことも問題ですが、市民の納得も合意も得ることはできないと考えます。議員各位の良識ある判断を願うものです。

市長は、今回個人情報保護の名で議員の報酬のあり方を審議した報酬等審議会の委員のお名前やその議事録を公開されませんでした。合併して議員の報酬をどうするかは多くの市民の皆さんも見守っていた事柄でした。合併協の審議などで難しい問題であることは承知の上でお引き受けになったはずです。市民に議事録の内容が公開されていれば、今回のこうした議案の提案はなかったかもしれないのです。市政のあり方を答申するのに今後その協議の内容を隠し、結果だけしか言わないのであれば、審議会の審議自体があったのか疑われることになります。市長の相談を受け、報酬もあり審議するわけですから、責任は伴います。言うだけ言って、その内容に責任が問われると困るので秘密にするなど、あってはならないと思います。市民によくわかる市政にするのが大森市長の市民によくわかる市政にするのか、大森市長の根幹が問われる問題として考え、今後の改善を求めるものです。

また、法定協議会の積み残し事項として市民も注目していた議員の報酬額に関する提案を、合併後8カ月もして提案してくる。また、解散すると言われる議会に提案してくることなど、その責任が問われます。

次に、平成17年度大洲市一般会計補正予算について討論を行います。

すべてに反対ではありませんが、予算組み替えを提案できる議席ありませんので、幾つかの点を指摘して反対討論をするものです。

初めに、本来議員報酬は辞職議員の減額がされるものですが、在職議員の引き上げに当てることで減額になっておらず、議員報酬の引き上げ予算であること。

次に、今回新市誕生記念式典費が443万円予算化されています。ことし11月15日に市民会館で行い、式典は総務大臣表彰で旧各市町村長が表彰予定であり、合併協議会の委員が功労者表彰をされ、四国アイランドリーグの石毛氏を講師に記念講演を行う。参加者1,100人を想定するというものです。

これまで、河辺村でも閉村式などを158万円で行っています。ほかの町村でもされたと思います。また、合併の調印式がリジェール大洲で各自治体の議員や首長、合併協議会の委員の皆さんの参加で、食事も提供され、114万5,000円が使われています。1月11日には開庁式を行っています。市民の暮らしが大変なときに、式典ばかり行うことになります。

また、新大洲市になり8カ月が過ぎます。今さらなぜ祝賀会なのか。国も大洲市の理事者も財政が厳しいなどと言いながら、443万円もかけて行う必要があるのでしょうか。やるのであれば、これほどの予算をかけるべきではないと考えます。

大洲市の財政が厳しいのは市民の暮らしが大変だからであり、市民の税金は市民の命と暮らしを守り、暮らしを応援するために使われるべきと考えます。

次に、総務委員会の報告について討論します。

今議会に2つの請願が出され、1つは核兵器廃絶国際条約締結を求める請願です。私は、この請願の紹介議員です。ことしは被爆60周年です。多くの国や自治体、NGOが核兵器廃絶、平和への転換点にしようというさまざまな行動を開始しています。世界189カ国が核兵器廃絶の明確な約束に合意しています。国だけでなく各自治体で草の根で行動を起こしていくことが大切です。

もう一つ、非核平和自治体宣言をもとめる請願は、これまで愛媛県の70の自治体で行っています。今回合併したので新たに宣言を求めた請願です。

この2つを委員会はそれぞれ不採択、継続審査にしました。理事者の説明で、愛媛県が不採択にしたからということが理由の一つになっていますが、県議会が不採択にしたのは県議会として既に行っているからという理由です。合併した大洲市だから宣言をやり直してほしいというものです。これまでの旧市町村で採択されたものです。市民の平和と命を守る立場から本議会で採択されるべきと考えます。

私の討論を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、山口吉浩議員の発言を許します。

○15番山口吉浩議員 議長

○田中堅太郎議長 山口吉浩議員

〔15番 山口吉浩議員 登壇〕

○15番山口吉浩議員 私は、第101号議案大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正と総務委員会の決定を支持する立場で賛成討論を行います。

まず、この条例案の是非を論ずる前に、議員報酬とはどういうものかについて申し上げたいと思います。

議員の報酬というものは、戦前は無報酬で名誉職という形であったものが、昭和22年以降、

地方自治法並びに地方公務員法が相次いで制定され、地方議会制度が始まって以来、歳費的な考えで月額報酬が支給されてきているのが現状であり、現在の議員報酬は生活給ではない報酬、役務の提供に対する対価としての報酬しか支払われておらず、このことは国会議員に対して生活費としての歳費が支払われているのとは対照的であります。

次に、平成の合併によりまして数多くの自治体が誕生しましたが、ほとんどの自治体が議員報酬額は高い額に統一されておりまして、本市のように合併後もなお議員報酬額が未定のままという現状は、議会制民主主義の上からも適切ではない、適切とは言えないのであります。

しかし、本市では法定の大洲喜多合併協議会が平成15年1月に設立され、合併までの約2年間にわたり計20回の協議がなされたのでありますが、その合併協議会の中で議会の議員と農業委員会の委員の報酬額については新市において大洲市特別職報酬等審議会の意見を聞いて定めるものとする決定が先送りされて、今日まで来ております。

私たち議員は、議員の使命とは、住民の代表として新市の行財政運営が適正また公平に行われていることを責任を持って見届けるとともに、地域住民の意見を行政に的確に反映させることであると認識をいたしております。私は、この議員の使命を遂行するとともに、新市における一体感を醸成するためにも、当初より議員の報酬額は幾らになろうとも一定の額に統一すべきであると考えを持っており、またそのように主張してまいりました。議会議員の身分は同じであります。このたびの大洲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた上で報酬額の提示がなされたわけですが、本来であれば合併しました1月より統一されるべきものが7月からとなり、今議会での議会解散決議が滞りなく可決されますと、1カ月短縮された3カ月についての適応となるのであります。

そこで、一言大洲市特別職報酬等審議会の答申について私の考えを述べさせていただきます。

審議会は、議会議員の身分を市部と郡部の2段階に区別し、郡部の議員は旧町村の報酬額でよいとの結論が出され、また議員の報酬はむだ遣いであるかと思えるような決定に疑念を感じざるを得ませんでした。果たしてそのとおりでしょうか。議員一人一人が市民のために安心してできるまちづくり、要望にこたえて活動してきたわけであります。

また、在任特例10カ月につきましても、旧大洲市内の市民の方々から早期の解散の要望をされておりましたが、郡部の要望の声は小さいものでした。

現在、責任を全うしている議員は議会議員の信念として合併協議会の協議を尊重し、また市内隅々までの声に耳を傾けて行動をしており、特に論ずれば、旧大洲市議会議員各位には郡部住民が合併に伴い不安やとまどう中で御理解をいただき、頭が下がる思いであります。皆様御承知のとおり、合併により新市の議員定数は旧来60人が30人と半減し、旧町村の大半の議員は失職することになります。特に、旧肱川町と旧河辺村の議員については任期が平成19年4月29日でありましたから、志半ばにして1年半ほど早くやめざるを得ない状況になっているのであります。確かに合併における最大のメリットは経費の節減を図ることではありますが、私たちが在任していればこそかなった事項も数多くあることを考え合わせますと、住民の皆様の御理解をいただけるものと確信をいたしております。

以上、本条例の改正に対し、大森市長の御英断を高く高く評価しますとともに、議員各位の御賛同を賜りますことを心よりお願い申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。
○田中堅太郎議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第97号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案平成17年度大洲市病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案から第103号議案までの議案4件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案大洲市営土地改良事業計画の変更についてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は承認されました。

次に、請願、陳情について採決を行います。

まず、請願第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

この請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立少数であります。したがってただいまの請願は不採択と決しました。

次に、請願第4号非核平和自治体宣言をもとめる請願書についてを採決いたします。

この請願を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの請願は継続審査と決しました。

次に、陳情第23号肱川県管理整備に関する陳情についてを採決いたします。

この陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの陳情は採択と決しました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第3、第109号

議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第109号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、旧大洲市の推薦により法務大臣から委嘱されておりました辻幸壽委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たり議会の意見を願いまするものであります。

任期満了となります辻委員は、旧大洲市から引き続くこと3期9年間にわたり人権の擁護と人権思想の普及、高揚に御尽力いただきました。ここに改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今回新たに推薦いたしたい委員は、お手元の議案書に記載のとおり松岡昇平氏であります。松岡氏は市内成能にお住まいでございまして、昭和38年4月、家業であります有限会社近藤製材所大川工場に入社されました。昭和46年6月、社名を松岡製材所に変更され、それと同時に専務取締役役に御就任、昭和59年4月からは代表取締役として製材業の経営に手腕を振るわれている方でございます。

また、昭和58年7月から今日に至るまで大洲成能簡易郵便局長を務められ、地元においては大成自治会長、大川地区区長会長を歴任され、今年4月からは大川公民館長として御活躍いただいているところでございます。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、会社経営等を通じた人権にかかわる高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の人権擁護委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたのであります。

以上が本案の概要でございます。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第109号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第4、議第17号議案大洲市議会議員の政治倫理に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○39番日高照友議員 議長

○田中堅太郎議長 日高照友議員

〔39番 日高照友議員 登壇〕

○39番日高照友議員 議第17号議案大洲市議会議員の政治倫理に関する決議の提案理由の説明を申し上げます。

近年、国政、地方政治を問わず議員の政治倫理の問題に関しては新聞やテレビ等で頻繁に取

り上げられておりまして、一部に見受けられる政治倫理の欠如は一般市民の間の政治に対する不信感を増幅させるなど、大変憂慮すべき事態に立ち至っております。議会制民主主義においては住民の代表である議会が地方公共団体の意思を決定する役割を担っておりますが、住民の価値観の多様化などに伴い議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従来にもまして必要とされてきております。

また、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境が大きく変化する中、三位一体の改革などにより税財政面での自己決定権が拡大され、議員としての役割が格段に大きくなってきております。

このような情勢の中、我々議員は言うまでもなく主権者たる市民の信頼を受けた代表としてみずからの役割を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命達成を図るとともに、その品位と名誉を損なうような行為を慎むことはもちろん、その職務に関し不正の疑惑を持たれるなどの政治倫理に反することがあってはならないのであります。今日のように政治不信が叫ばれ、市民の代表として議員本来のあるべき姿が求められている我々議員の規範を、政治倫理に関する決議をもってその政治姿勢を広く市民に知らせるべきだとの機運も高まっていることから、大洲市議会においては本決議を行うことによりみずからを厳しく律し、より清廉かつ公正で民主的な議会運営の実現を図ろうとするものであります。

決議案の内容といたしましては、特に議員の公共事業の請負契約に関して、議員の配偶者または2親等以内の血族及び姻族が経営する企業並びに議員が事実上の支配力を持つと思われる企業においては、市が発注する公共事業の請負に関し、地方自治法第92条の2の立法の趣旨を尊重し、その請負額が当該企業の全業務分量との比率等において30%を超えることのないよ

う、議員みずからが自粛することを決議するという内容であります。

なお、旧大洲市においても同様の決議が平成8年6月になされているものであります。

また、市から活動もしくは運営に対する補助を受けている団体の長に就任しないことについても、兼業禁止規定に抵触するおそれがあることや市民からの疑惑や不信感を払拭するために設けたものでありまして、本決議が議会並びに議員の責務と良識の上に立った自粛決議であるという確信をいたしまして提案するものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第17号議案大洲市議会議員の政治倫理に関する決議についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第5、議第18号議案大洲市議会解散に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○29番東信利議員 議長

○田中堅太郎議長 東信利議員

〔29番 東信利議員 登壇〕

○29番東信利議員 それでは、議第18号議案大洲市議会解散に関する決議についての提案理由の説明を申し上げます。

新市発足に当たり、新市の議会は議員在任特例を適用し、旧4市町村の議員が新市発足後今年10月末までの間在任するということが合併協議会で決定され、今日まで参りました。

この議員在任特例適用の経緯に始まり、当議会における議員在任特例検討特別委員会の設置、議会解散決議案の提出、さらに市民から出された市議会の早期解散を求める陳情書については皆さん御承知のとおりであり、特別委員会での慎重な審査結果を踏まえ、陳情については今定例会初日の採決により採択となり、このことに伴って本日大洲市議会解散に関する決議案を提出する運びとなったものであります。

在任特例の適用につきましては、大洲喜多合併協議会において民間から選出された委員も含め幾度も協議を重ね、またその都度それぞれの市町村へ持ち帰り、地元での意見調整を慎重に行いながら決定したものでありますが、合併の大きな目的である行財政の改革に反するとして一部の議員や多くの市民の方から議会の早期解散を求める声や要請書、解散決議案、陳情書提出など厳しい批判があったことは御案内のとおりであります。

このことに対して私たち議員の中にもさまざまな意見の衝突があり、辞職の道を選択された方もおられますが、合併前からの課題や合併で生じた課題の多くがいまだ残存する中、特に合併により周辺地域の声が届きにくくなるのではないかなど行財政の効率化のみでははかり知れ

ない市民の声や不安を少しでも解消するため、この在任特例期間中に鋭意取り組むことこそが議員の責務であると考え、今日まで参ったところであります。この間、市当局を初め多くの関係機関の皆様方の御理解と御尽力をいただき、おかげをもちまして新市の一定の方向性並びに課題への提起等を行うことができたのではないかと考えているところであります。

本市においては、他市町でありましたような議会解散に向けた住民運動は起こっておりませんが、市民からの批判があるのもまた事実でありまして、私たちはこの状況に甘えることなく、市民からの批判に真摯に耳を傾け、本日をもって議会を解散し、信を問うべきであると考えてるのであります。

議員各位におかれましては、どうか本決議案に御理解いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。どうかよろしく願いをいたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第18号議案大洲市議会解散に関する決議については記名投票で行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○田中堅太郎議長 ただいまの出席議員数は38名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○田中堅太郎議長 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。本件について賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、氏名記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○田中堅太郎議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に梶田和美議員、梅木良照議員、岩田忠義議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに御参集願います。

〔開 票〕

○田中堅太郎議長 本件の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は38人であり、議員数の4分の3以上です。また、出席議員の5分の4は31人であります。

投票の結果を報告します。

投票総数 38票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしてお

ります。

そのうち

賛成 37票

反対 0票

無効 1票

以上のとおり、賛成は5分の4以上です。したがって議第18号議案大洲市議会解散に関する決議については可決されました。

~~~~~

賛成者（白票）氏名

梶田 和美	村上 常雄	梅木 良照
古野 青弘	岩田 忠義	藤川 貢
二宮 秀一	鎌田 圭二	東 敦弘
宮本 増憲	押田 憲一	宮本喜一郎
山本 雅久	山崎 逞	福山 保
叶岡 廣志	上満 武	垣見 芳彦
中野 忠重	清水久二博	梅木加津子
田中 五月	森 繁夫	松本金次郎
沖浦 賢嗣	矢間 一義	東 信利
岡 孝志	山下 勝利	長岡 吉男
森川 重生	本山 清明	渡邊 弘務
神井恵一郎	渡邊 久義	田中堅太郎
日高 照友		

~~~~~

○田中堅太郎議長 ただいまの議決によって地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項の規定に基づいて大洲市議会は解散されました。

以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会のごあいさつに先立ち、台風被害について一言申し上げます。

昨日からの台風14号の通過に伴いまして、当市においては西大洲地区を初めとして多くの地域での浸水被害、また土砂災害等々各地域に大

きなつめ跡を残しました。被害状況の詳細につきましては現在鋭意調査中でありまして、被災地域、被害施設等の復旧に当たりましては適切に対応してまいり所存でございます。被災者の皆様方には衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い物心両面の御回復をお祈り申し上げます次第でございます。

さて、今定例会は、去る8月24日招集以来本日までの15日間にわたり、御提案申し上げました案件につきまして慎重かつ精力的に御審議を賜りました。ここに滞りなく御議決いただきましたこと、改めて厚く御礼申し上げます。

また、ただいまの議会解散議決をもちまして市町村合併による新生大洲市議会の初代議員を務めてこられました皆様方にとりましてはまさに最後の幕がおりることとなりました。在任特例期間満了の期日を迎えます前に議員各位がみずからの進退に御勇断を下されましたこと、私といたしましても厳粛に受けとめますとともに、衷心より敬意を表する次第でございます。

ここで改めて新大洲市の誕生に至ります道のりから今日までを振り返ってみますと、平成14年10月11日に任意による合併協議の場が設けられて以来、本年1月11日に晴れて合併が成就するまでの2年3カ月にわたりまして、歴史的な過程におきまして皆様方は議決機関として新大洲市誕生への役割とその重責を担ってこられました。そして、新生大洲丸が輝かしい未来を目指して船出をいたしましてから、期待と不安の入りまじる未知の変革期の中にあって、地域住民の声を常に代弁せられ、かつそれまでの御経験と高い見識をもって新市発展の礎を築いてこられたのでございます。その絶え間ざる御尽力に対しまして心より感謝申し上げます。

また、今般の解散議決をもってその任期を全うされ、地方自治の第一線から身を引かれます議員各位に対しましては、今日までの渾身の御尽力に対し、ここに改めまして深甚なる敬意と感謝の意を表する次第でございます。今後とも

御自愛のほどお祈り申し上げますとともに、ふるさと大洲発展のため、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう伏してお願いを申し上げます次第でございます。

さらに、新市における初の市議会議員選挙への出馬を決意されておられます皆様におかれましては、お一人お一人と再びこの場でお目にかかれますことを願いながら、めでたく御当選の暁にはその限りない情熱をもって引き続き本市発展のために御活躍いただきますことを強く御期待申し上げます次第でございます。

ところで、当開票日まであと4日と迫りました今回の衆議院選は、政権継続かあるいは政権交代となるのか、国の行く末を託す歴史的な総選挙とも言われております。国民の下す審判がどのような結果となりましても、国政はもとより地方における自助努力、改革推進の必要性は避けて通ることのできない重要な課題であります。議員各位のさらなる御支援をお願い申し上げます次第でございます。

結びに、今日まで大洲市政発展のために多大の御貢献と御尽力を賜りました議員の皆様方に重ねて深甚なる感謝の意を表しますとともに、どうぞ御健勝にて今後ますます御活躍をそれぞれ場で賜りますよう御祈念申し上げまして、今定例会閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。長い間、それぞれのお立場で本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 これをもちまして平成17年大洲市議会第5回定例会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員